

岩国市水道局漏水等による水道料金減免処理要綱

平成 26 年 4 月 1 日制定

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、岩国市水道条例(平成 18 年岩国市条例第 298 号)第 35 条の規定に基づき、漏水等による水道料金の軽減又は免除(以下「減免」という。)について定めるものとする。

(減免の対象)

第 2 条 水道料金の減免の対象は、公益上その他特別の理由があると認められ、水道使用者、給水装置の所有者等が当該給水装置の善良な管理を行っていたにもかかわらず漏水等があった場合で、水道事業管理者(以下「管理者」という。)が不可抗力と認めたものに対し行うものとする。

(用語の定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 計量水量とは、今回検針指針から前回検針指針を差し引いた水量をいう。
- (2) 参考水量とは、漏水等により使用した水量が不明の場合に岩国市水道条例施行規程(水道局規程第 46 号。以下「規程」という。)第 23 条第 1 項第 1 号又は第 2 項により、使用したと推定する水量をいう。
- (3) 減算水量とは、計量水量から参考水量を減じて減算率で乗じて得た水量をいう。
- (4) 算定水量とは、計量水量から減算水量を減じて得た水量をいう。
- (5) 認定水量とは、減免措置が終了し、水道料金の徴収の対象となる水量をいう。

(減免の対象外)

第 4 条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、水道料金を減免しない。

- (1) 水道使用者等の故意による原因での漏水
- (2) 漏水の事実を知り、又は検針時に漏水を指摘されたにもかかわらず、修理その他の処置を翌々定例検針日を超えて怠った場合
- (3) 不正な給水装置の工事等に起因する場合
- (4) 漏水の工事完了日から 1 年以内に同一箇所が発生した漏水

(減免の対象期間)

第 5 条 水道料金減免の対象期間は、漏水が確認された期の属する 1 期分とする。

(申請)

第 6 条 漏水による水道料金の減免を受けようとする者は、被災後又は漏水箇所の修繕を完了した後速やかに、管理者に下記の申請書を提出しなければならない。

- (1) 第 8 条第 2 項に該当するものは、水道料金免除申請書(様式第 1 号)
- (2) 第 8 条第 3 項に該当するものは、水道料金減額申請書(様式第 2 号)
- (3) 第 8 条第 4 項に該当するものは、水道料金減額申請書(様式第 3 号)

(水量の認定)

第 7 条 管理者は、水道使用者から前条の申請があったとき、又は必要があると認めるときは、実地調査又は規程第 24 条の規定に基づく必要な措置を行い、使用水量を認定する。

- 2 管理者は、前項の調査に当たり必要があると認めるときは、水道使用者から事情を聴取し、又は立会調査を行うものとする。

(水道料金の減免基準)

第8条 水道料金の減免については、次のとおりとする。

- 2 免除となるものは、以下に定めるものとする。

- (1) 地震、台風、洪水など自然災害に起因する不可抗力によるもの
- (2) 火事に伴う消火用として使用した水量
- (3) 消火演習用に使用した水量
- (4) メーター下流側のメーターユニオン漏水分
- (5) メーター交換が原因と認められる漏水分
- (6) 水道局の指示による濁水を解消するため放水した水量
- (7) 規程第27条第1項アに規定する小規模貯水槽の清掃に使用した場合で、その有効容量分
- (8) 水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第3条第6項に規定する専用水道的水槽及び法3条第7項に規定する簡易専用水道的水槽の清掃も前号と同様の取扱いとする。
- (9) 第1号から第8号までに掲げるもののほか、特別な理由があり、管理者が必要であると認めた場合

- 3 75パーセントの減算率となる対象は、以下に定めるものとする。

- (1) 法第3条第9項に規定する給水装置（以下「給水装置」という。）とする。ただし、給水栓は除く。
- (2) 前号に定める給水装置のうち、露出管漏水によるものは、保温材等で養生施工しているものに限る。ただし、誓約した場合は除く。
- (3) その他、不可抗力によるなど特別な理由があり、管理者が必要であると認めた場合

- 4 50パーセントの減算率は、以下に定めるものとし、1回に限り対象とする。

- (1) 警報装置付きの貯水槽及び貯水槽下流側の漏水
 - (2) 漏水後貯水槽に警報装置を取付けたもの、又は誓約したもの
 - (3) 温水器、製氷機並びにそれに付属する管等、給水装置以外の特殊器具
 - (4) 水洗便所の漏水によるもの
 - (5) 屋外の給水栓で鍵付きのものに交換した場合
 - (6) その他、不可抗力によると管理者が認めたもの
- (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。